

青森県報

号外第七十七号

令和三年
八月二十五日
(水曜日)

目 次

規 則

- 青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則…………… (総務学事課) …… 一
- 青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (が生活習慣病対策課) …… 一
- 青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則 (保健衛生課) …… 二
- 青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則 (同) …… 二
- 青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則 (同) …… 四
- 青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子どもみらい課) …… 五
- 青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則…………… (障害福祉課) …… 六
- 青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則…………… (同) …… 七
- 青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 七
- 青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (同) …… 八

規 則

規 則

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十一号

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県証明事務に関する規則(昭和三十六年四月青森県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

- 第一号様式のうち「㉜」を「㉝」に改め、
- 同その一の注の1を削り、同注の2を同その一の注とし、同様式その二中「㉜」を「㉝」に改め、同その二の注の3を削り、同注の4を同注の3とし、同様式その三中「㉜」を「㉝」に改め、同その三の注の1を削り、同注の2を同その三の注とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十二号

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年十二月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の(表面)中

「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、

「(受診者又は保護者)印」を「(受診者又は保護者)印」に改め、

「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、同様式の(裏面)の注中10を削り、11を10とする。

第二号様式中「屈田者氏名」を「印」に改め、同様式の

注中3を削り、4を3とし、5を4とする。

第三号様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名」に改め、同様式の

注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

第四号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式の注の1を削

り、同注の2を同様式の注とする。

第五号様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名」に改め、同様式の

注中4を削り、5を4とする。

第六号様式の(その一)及び(その二)中

「法人にあっては、名」印を「法人にあっては、名」に改め、
「(法人又は組合にあっては、) 名称及び代表者の氏名」を「(法人又は組合にあっては、) 名称及び代表者の氏名」に改める。

同様式の(その三)中

「指定訪問看護事業者(指定居宅サ
ービス事業者・指定介護予防サ
ービス事業者)の名称及び代表者の氏名」印を「指定訪問看護事業者(指定居宅サ
ービス事業者・指定介護予防サ
ービス事業者)の名称及び代表者の氏名」に改める。

第七号様式及び第八号様式中

「(法人にあっては、名) 印」を「(法人にあっては、名) 名称及び代表者の氏名」に改める。

「(法人にあっては、名) 印」を「(法人にあっては、名) 名称及び代表者の氏名」に改める。

第七号様式及び第八号様式中

「(法人にあっては、名) 印」を「(法人にあっては、名) 名称及び代表者の氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十三号

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則

青森県小規模水道規制条例施行規則(昭和四十八年五月青森県規則第三十六号)の
一部を次のように改正する。

第一号様式中

「(法人又は組合にあっては、) 印」を「(法人又は組合にあっては、) 名称及び代表者の氏名」に改める。

「から」を「ので」に改める。

第二号様式中

「(法人又は組合にあっては、) 印」を「(法人又は組合にあっては、) 名称及び代表者の氏名」に改める。

「お届けします」を「届けます」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十四号

青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則

青森県理容師法施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第四十二号)の一部を次の
ように改正する。

第一号様式を次のように改める。

添付書類

- 1 美容所の平面図。ただし、美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出するときは、その添付を省略することができる。
- 2 美容師についての結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書。ただし、美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出する場合であつて既に知事への届出がなされている美容師の有無に変更がないときは、当該美容師に係る診断書の添付を省略することができる。
- 3 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所の開設の届出をする場合にあつては、管理美容師が同条第2項の規定に該当する者であることを証明する書類。ただし、美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出する場合であつて既に知事への届出がなされている管理美容師の住所及び氏名に変更がないときは、その添付を省略することができる。
- 4 美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出する場合（「美容業の譲渡」欄に署名した場合同様）にあつては、当該美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出する場合（「美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出する場合」欄に署名した場合同様）に同じ。ただし、日本国籍を有しない者が開設の届出をする場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の4第5項に規定する国籍等を記載したものに限り。）

備考

- 1 次に掲げる欄の記載は、美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出する場合であつて既に知事に提出された美容所開設届出書をもとに、管理美容師、美容所の構造及び設備の概要を記載する。不足する場合は、提出申請書の記載事項に変更がないときは、□にシ印を記入することとする。
- (1) 管理美容師
- (2) 美容所の構造及び設備の概要
- (3) 美容師
- (4) 美容師法第12条の3第1項に規定する美容師
- (5) 「管理美容師」の欄は、美容師法第12条の3第1項に規定する美容師を開設する場合に記入すること。
- 2 設する場所以外の開設しようとしている理容所の開設予定年月日
- 3 美容所と同一の場所以外の開設しようとしている理容所がある場合に記入すること。
- 4 設しようとする場所以外の開設しようとしている理容所がある場合に、開設しようとする美容師と同一の届出をしようとしている場合又は当該美容所の開設の届出と同時に、日本産業界規格A4縦長とする。
- 5 用紙の大きさは、日本産業界規格A4縦長とする。

第四号様式及び第五号様式中

「（法人にあつては、その）主たる事務所の所在地」
 「（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」

「（法人にあつては、その）名称及び代表者の氏名」
 「（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

「備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」

2 用紙の大きさは、日本産業界規格A4縦長とする。

「備考 用紙の大きさは、日本産業界規格A4縦長とする。」

第六号様式の添付書類の一中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加へる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を、(ハ)に公布する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十六号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の(表)中「申請者氏名」
 「(表)中「申請者氏名」

に改め、同様式の注中9を削り、10を6とする。

第一号様式の二中「氏名」
 「氏名」に改め、同様

式の注中3を削り、4を3とする。

第二号様式中「申請者氏名」
 「申請者氏名」に改

め、同様式の注中2を削り、3を2とする。

第二号様式の二中「氏名」
 「氏名」に改め、同様

式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第二号様式の三中「氏名」を「氏名」に改め、同様の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第三号様式中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、同様式の注中3を削り、4を3とする。

第四号様式の(その一)及び(その二)中

「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に改め、同様の(称及び代表者の氏名)を「(称及び代表者の氏名)」に改め、

(その三)中

「指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に改め、

の名称及び代表者の「氏名」を「氏名」に改め、

第四号様式の二及び第四号様式の三中

「(法人にあつては、名)」を「(法人にあつては、名)」に改め、

第五号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様の注中3を削り、4を3とする。

第六号様式中「長」を「長」に改め、

第七号様式中「氏名」を「氏名」に改め、

第九号様式中「長」を「長」に改め、

第十二号様式中「氏名」を「氏名」に改め、

第十四号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様の注中2を削り、3を2とする。

第十八号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様の注中3を削り、4を3とする。

第十九号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様の注中2を削り、3を2とする。

第二十号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様の注中2を削り、3を2とする。

第二十一号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第二十四号様式中「氏名」を「氏名」に改め、

る。

第二十五号様式から第二十八号様式までの規定中

「(法人にあつては、名)」を「(法人にあつては、名)」に改め、

第二十九号様式中「氏名」を「氏名」に改め、

第三十号様式の欄中「児童相談所長」を「児童相談所長」に改め、

第三十一号様式中「長」を「長」に改め、

第三十二号様式中

「(法人にあつては、名)」を「(法人にあつては、名)」に改め、

第三十三号様式中「長」を「長」に改め、

第三十四号様式中

「(法人にあつては、名)」を「(法人にあつては、名)」に改め、

第三十五号様式中「長」を「長」に改め、

この規則は、公布の日から施行する。

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十七号

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年四月青森県規則第三十

号)

の施行期日

昭和四十五年四月

青森県規則第五十七号

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年四月青森県規則第三十

号)

の施行期日

昭和四十五年四月

青森県規則第五十七号

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第二号様式中「氏名」を「氏名」に改め、「お届けします」を「届け出ます」に、「年金管理者氏名」を「年金管理者氏名」に改め、同様式の注1を削り、同注2を同様式の注とする。

第七号様式、第九号様式及び第十二号様式中「氏名」を「氏名」に改め、

「注1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

「注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」に改める。

第十六号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第十九号様式及び第十九号様式の二中「氏名」を「氏名」に、「注1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。」

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

「注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」に改める。

第二十二号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

第二十三号様式中「氏名」を「氏名」に改め、「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第二十四号様式中「氏名」を「氏名」に改め、「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

第二十五号様式中「氏名」を「氏名」に改め、「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第二十六号様式中「捺印」を「捺印」に、「お届けします」を「届け出ます」に、「氏名」を「氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第二十七号様式中「お届けします」を「届け出ます」に、「氏名」を「氏名」に改め、同様式の注中1を削り、2を1とし、

3を2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十八号

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年三月青森県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、同様式の注中8を削り、9を8とする。

第十号様式から第十二号様式までの規定中「市町村長」を「市町村長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十九号

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中

「
.....
」を「
.....
」に改める。

第三号様式中「~~〇〇〇〇~~」

④を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「施行規則第十一条の三の規定により当該書類に代えて提出する磁気ディスク等を含むものとし、」を削り、「書類を」を「ものを」に改める。

第四条の見出しを「（法定代理人の記名等）」に改め、同条第一項中「連署しなければ」を「ともに記名しなければ」に改める。

第六条を削り、第六条の二を第六条とし、第六条の三を第六条の二とする。

第二十七条第一項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改める。

第三号様式の注中2を削り、3を2とする。
第四号様式中「~~第6条の2~~」を「第6条」に、
「氏名」を「~~氏名~~」に、
「~~氏名~~」を「~~氏名~~」に改め、同様式の注中2

を削り、3を2とする。
第五号様式中「~~第6条の3~~」を「第6条の2」に改める。

第六号様式から第八号様式までの規定中

「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

第九号様式中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に、

「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改め、同様式の注中2を削り、3を2とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円